



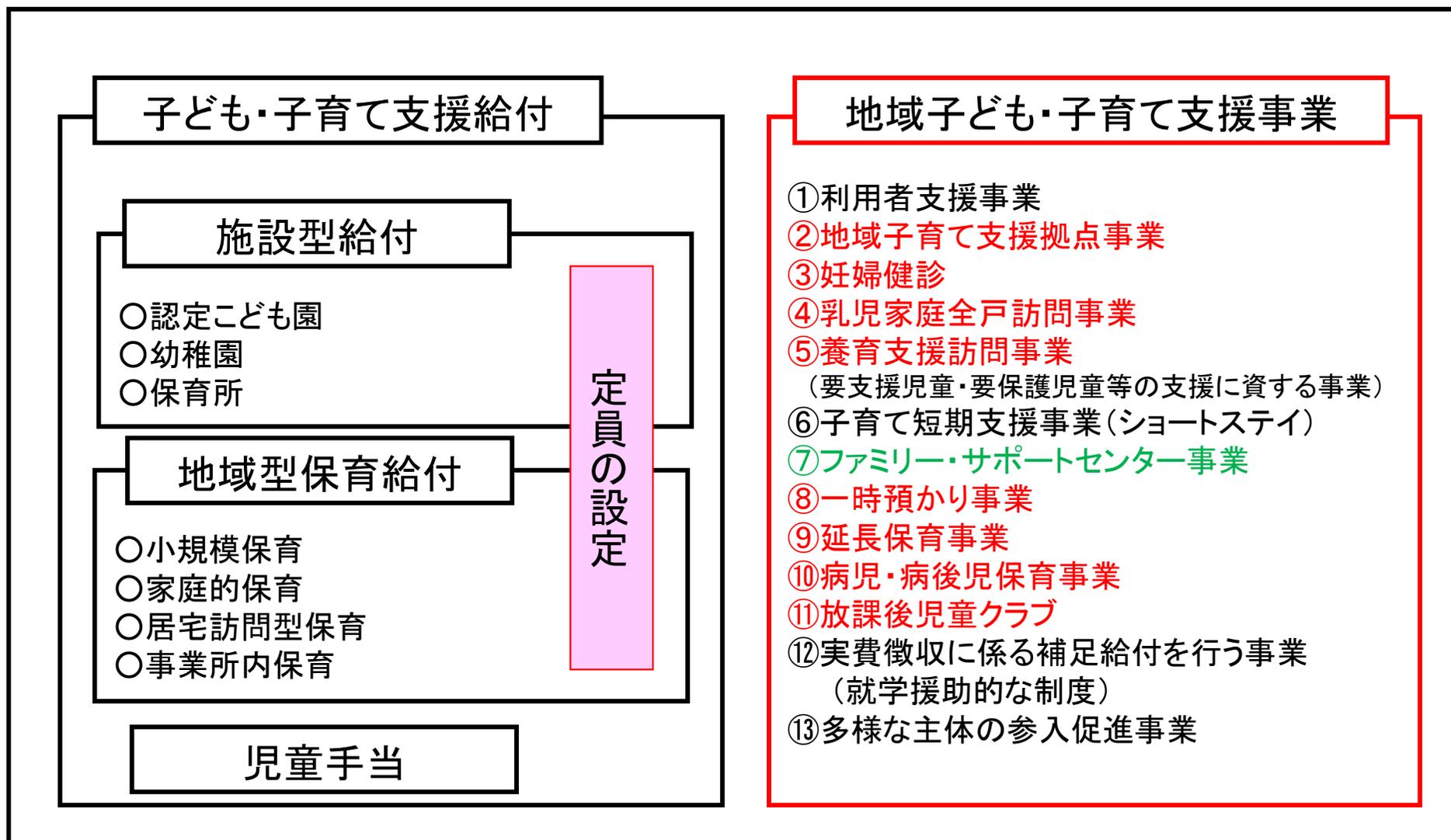
# 「議論いただきたい事業」について

平成26年8月25日

名寄市こども未来課

# 新制度の全体像

■ 新制度による子ども・子育て支援サービスは、「給付」と「事業」で構成される。



※赤字は実施中の事業、緑は検討中の事業

# 地域子育て支援拠点事業

根拠法	児童福祉法											
設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準											
内容	<p><b>【概要】</b>          小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行う。</p> <p><b>【対象者】</b>          小学校就学前の児童とその保護者</p> <p><b>【利用料金】</b>          無料</p>											
施設数 (25.4.1)	3か所 <table border="1" data-bbox="506 1015 1912 1275"> <tr> <td>さくらんぼ</td> <td>東保育所内</td> <td>月～金 10:00～11:30</td> </tr> <tr> <td>ちゅうりっぷ</td> <td>大谷認定こども園内</td> <td>月～金 9:00～10:30</td> </tr> <tr> <td>こぐま</td> <td>風連さくら保育園内</td> <td>月・火・木 10:00～11:30</td> </tr> </table>			さくらんぼ	東保育所内	月～金 10:00～11:30	ちゅうりっぷ	大谷認定こども園内	月～金 9:00～10:30	こぐま	風連さくら保育園内	月・火・木 10:00～11:30
さくらんぼ	東保育所内	月～金 10:00～11:30										
ちゅうりっぷ	大谷認定こども園内	月～金 9:00～10:30										
こぐま	風連さくら保育園内	月・火・木 10:00～11:30										
24年度実績	延べ利用者数	7,982組	16,992人									

# 妊婦一般健康診査

根拠法	母子保健法
内容	<p><b>【概要】</b></p> <p>妊婦、胎児の健康管理及び経済的負担軽減を図るため、市と契約した道内医療機関及び助産所において実施した妊婦一般健康診査について、所定の金額を公費負担する。 (道外医療機関等を受診した場合は償還払い)</p> <p><b>【利用回数】</b></p> <p>14回分(定期分)</p> <p><b>【対象者】</b></p> <p>名寄市に住民登録がある妊婦</p>
24年度実績	実 388人 / 延べ利用件数 2,918件

# こんにちは赤ちゃん訪問事業

根拠法	児童福祉法
内容	<p><b>【概要】</b> 母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行う事により、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る</p> <p><b>【対象者】</b> 生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭</p> <p><b>【訪問者】</b> 保健師、母子支援専門員（保健センターが実施）</p> <p><b>【利用料金】</b> 無料</p>
24年度実績	訪問件数 278 件

# 養育支援訪問事業

根拠法	児童福祉法
内容	<p><b>【概要】</b> 家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図る</p> <p><b>【対象者】</b> 子育てに対して不安や孤立感等を抱える保護者、または虐待に至るおそれがある保護者等、リスクを抱え支援が必要であると判断される家庭</p> <p><b>【訪問者】</b> 保健師、母子支援専門員、保育士、家庭児童相談員</p> <p><b>【利用料金】</b> 無料</p>
24年度実績	延訪問件数 76 件（保健センター対応件数）

# 一時預かり事業

根拠法	児童福祉法												
内容	<p><b>【概要】</b> 通常保育の対象とならない児童で、保護者の病気や入院・育児疲れ・冠婚葬祭等により家庭での保育が困難な児童に対する保育を実施する</p> <p><b>【対象児童】</b> 1歳から小学校就学前までの児童（離乳食を完了しているお子さん）</p> <p><b>【利用限度】</b> 月12日以内 ※ 緊急保育サービス事業は、原則として1箇月を限度とする</p> <p><b>【利用時間】</b> 月曜日～土曜日 8:30～17:00</p> <p><b>【利用料金】</b></p> <table border="1" data-bbox="539 847 1946 1102"> <thead> <tr> <th>利用時間</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前 8:30～12:45</td> <td>1,000円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>午後 12:45～17:00</td> <td>800円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>一日 8:30～17:00</td> <td>1,800円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 被保護世帯及び前年度市町村民税非課税世帯は、利用料を免除</p>	利用時間	3歳未満児	3歳以上児	午前 8:30～12:45	1,000円	800円	午後 12:45～17:00	800円	700円	一日 8:30～17:00	1,800円	1,500円
利用時間	3歳未満児	3歳以上児											
午前 8:30～12:45	1,000円	800円											
午後 12:45～17:00	800円	700円											
一日 8:30～17:00	1,800円	1,500円											
実施施設	3か所 東保育所、大谷認定こども園、風連さくら保育園												
24年度実績	延べ利用者数 1,626 人												

# 延長保育事業

内容	<p><b>【概要】</b> 保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、18:00以降も保育を必要とする児童に対し、19:00まで保育を実施する</p> <p><b>【対象児童】</b> 実施施設に入所している児童であって、保護者の就労による事情のため、延長保育事業の適用を必要とする児童</p> <p><b>【利用時間】</b> 月曜日～土曜日 18:00～19:00</p> <p><b>【利用料金】</b> 30分以内1回あたり 100円      30分を超え1時間以内1回あたり 200円 ただし、1か月あたりの限度額は 4,000円</p> <p>※ 名寄市保育所徴収金基準額表に定める各月初日の入所児童の属する世帯区分がA階層又はB階層の世帯に属する場合には保護者から徴する利用料を免除する</p>
実施施設 (25.4.1)	5か所 市立3保育所、大谷認定こども園、風連さくら保育園
24年度実績	延べ利用回数 3,641 回

# 病後児保育事業

根拠法	児童福祉法
内容	<p><b>【概要】</b> 児童が病気の回復期にあり、保育所などに預けられない場合で、保護者が仕事を休むことができないときなどに、児童を預かる</p> <p><b>【対象児童】</b> 市内に居住する満2歳から小学校3年生までの児童で、次のいずれにも該当する者 (1) 病気の回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが安静等の確保に配慮する必要のある児童 (2) 保護者の勤務の都合、傷病、事故その他やむを得ない事由により家庭での育児が困難な児童</p> <p><b>【利用時間】</b> 月曜日～金曜日 8:30～17:00 ※ 1回につき原則7日以内</p> <p><b>【利用料金】</b> 1日 2,500円 ※ 生活保護世帯等は軽減措置あり</p>
実施施設	1か所 大谷認定こども園
24年度実績	延べ利用者数 0人

# 名寄市児童クラブ

根拠法	児童福祉法
内容	<p><b>【概要】</b> 就業等により昼間家庭に保護者のいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る</p> <p><b>【対象児童】</b> 市内に住所を有し、小学校に就学する児童</p> <p><b>【利用時間】</b> 《公設》 小学校の下校時から18:30まで 小学校の休業日においては8:30～18:30まで</p> <p>《民設》 小学校の下校時から19:00まで 小学校の休業日においては8:00～19:00まで</p> <p><b>【利用料金(月額)】</b> 4,000円～8,750円 ※ 各種減免措置あり</p>
実施施設	4か所 <b>【公設】</b> 名寄市南児童クラブ(南小学校内)、名寄市風連児童クラブ <b>【民設】</b> コロポックル、学童すまいる
24年度実績	延べ利用者数 260 人